

# 出雲市総合計画審議会

## 規程集

- I 出雲市総合計画審議会条例 (P.1)
- II 出雲市総合計画審議会会議運営規程 (P.3)
- III 出雲市総合計画審議会会議傍聴規程 (P.5)

## ○出雲市総合計画審議会条例

(平成17年出雲市条例第333号)

改正 平成20年3月17日条例第21号 平成21年6月24日条例第37号  
平成24年3月30日条例第2号

### (設置)

第1条 市の総合計画に関し、市長の諮問する事項を調査・審議するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、出雲市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

### (任務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、市の総合計画に関する重要事項について、調査及び審議し、市長に答申する。

### (組織)

第3条 審議会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会の議員
- (2) 識見を有する者
- (3) 各種団体の代表者
- (4) その他市長が適当と認める者

3 委員は、当該諮問に係る調査・審議が終了したときは、解任されるものとする。

### (会長及び副会長)

第4条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (部会)

第6条 審議会は、諮問された事項を調査・審議するため必要があるときは、部会を置くことができる。

2 部会の名称及び部会に属すべき委員は、会長が定める。

- 3 部会に部会長を置き、部会長は部会に属する委員のうちから互選する。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理し、部会において調査・審議した結果を審議会に報告しなければならない。

(委員の報酬及び費用弁償)

第7条 委員の報酬及び費用弁償は、特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償等に関する条例(平成17年出雲市条例第36号)の規定を適用する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、総合政策部政策企画課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年3月17日条例第21号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年6月24日条例第37号)

この条例は、平成21年7月1日から施行する。

附 則(平成24年3月30日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

## ○出雲市総合計画審議会会議運営規程

(平成 24 年出雲市訓令第 17 号)

(趣旨)

第 1 条 この規程は、出雲市総合計画審議会条例(平成 17 年出雲市条例第 333 号)第 9 条の規定に基づき、出雲市総合計画審議会の会議(以下「会議」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第 2 条 会議は、原則公開とする。ただし、議長は、出席した委員の過半数の賛同があるときは、公開しないことができる。

2 会議の運営に際しては、公平・公正な協議の推進に努めるものとする。

(議長等の責務)

第 3 条 議長は、迅速かつ能率的に会議を運営することに努めなければならない。

2 委員は、会議に積極的に参画し、円滑な議事運営に協力しなければならない。

(傍聴)

第 4 条 会議は、第 2 条第 1 項ただし書の規定により公開しないと決定した場合を除き、傍聴することができる。

2 会議の傍聴について必要な事項は、別に定める。

(会議録)

第 5 条 議長は、次に掲げる事項を記録した会議録を調製するものとする。

- (1) 開催日時及び場所
- (2) 出席した委員等の氏名
- (3) 議題及び議事の要旨
- (4) その他議長が必要と認めた事項

(会議録等の公開)

第 6 条 会議録及び会議に提出された文書は、原則公開とする。ただし、第 2 条第 1 項ただし書の規定により公開しないと決定したときは、この限りでない。

2 前項の公開は、議長が定める方法により行うものとする。

(規律)

第 7 条 何人も、会議中にみだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

2 会議場において、資料、新聞紙、文書等を配布するときは、議長の許可を得なければならない。

(関係者の出席)

第8条 議長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この規程は、平成24年7月19日から施行する。

○出雲市総合計画審議会会議傍聴規程

(平成 24 年出雲市訓令第 18 号)

(趣旨)

第 1 条 この規程は、出雲市総合計画審議会会議運営規程(平成 24 年出雲市訓令第 17 号)第 4 条第 2 項の規定に基づき、出雲市総合計画審議会の会議(以下「会議」という。)における傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴人)

第 2 条 会議の傍聴人は、一般傍聴人及び報道関係者とする。

2 一般傍聴人の定員は、会議の会場の規模に応じ調整する。

(傍聴の手續)

第 3 条 会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で、一般傍聴人にあつては自己の氏名及び住所を、報道関係者にあつては氏名及び報道機関名を傍聴人受付簿(別記様式)に記入の上、事務局の確認を受けなければならない。

2 傍聴は、会議開催予定時刻の 15 分前から先着順で受け付ける。ただし、その時点で一般傍聴人の傍聴希望者が前条第 2 項で規定する定員を超えるときは、くじ引きで傍聴人を決する。

(傍聴席)

第 4 条 傍聴人は、事務局が指定する傍聴席に着席しなければならない。

(傍聴席に入ることができない者)

第 5 条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

(1) 銃器、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者

(2) 酒気を帯びていると認められる者

(3) 張り紙、ビラ、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者

(4) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者

(5) はちまき、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者

(6) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機、映写機の類を携帯している者。

ただし、第 7 条の規定により撮影又は録音をすることにつき議長の許可を得た者を除く。

(7) 異様な服装をしている者

(8) 下駄、木製サンダルの類を履いている者

(9) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第6条 傍聴人は、傍聴席において、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 私語、放歌、談笑等会議の妨害になるような行為をしないこと。
- (3) はちまき、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げる等示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) みだりに席を離れないこと。
- (6) 携帯電話は、電源を切り、使用しないこと。
- (7) 不体裁な行為又は他人の迷惑となるような行為をしないこと。
- (8) その他会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(撮影及び録音等の制限)

第7条 傍聴人は、傍聴席において写真撮影、録画、録音等をしようとするときは、あらかじめ議長の許可を得るものとする。

(職員の指示)

第8条 傍聴人は、会議場において、職員の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第9条 傍聴人は、出雲市総合計画審議会会議運営規程第2条第1項ただし書の規定により、会議を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第10条 傍聴人が、この規程に違反するときは、議長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、傍聴の実施に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この規程は、平成24年7月19日から施行する。

別記様式(第3条関係)

[別紙参照]